

令和2年度 ながらスマホ防止装置導入助成について

1. 対象事業者 会費未納がない会員事業者とする。
2. 助成対象 以下の期間に、千葉県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車に、新たに助成対象装置を導入したものとする。
期間：令和2年4月1日～令和3年2月末日
3. 助成対象装置 以下の機能を有する、下表記載のながらスマホ防止装置。
 1. 走行中のスマートフォンの制御
 2. 事務所機器でのスマートフォン使用の確認
4. 申請受付期間 令和2年6月1日～令和3年3月5日必着
※ 但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。
5. 申請方法 以下の書類一式を提出すること。
(全てA4サイズで作成)
 - (1) 令和2年度ながらスマホ防止装置導入助成実績報告書
 - (2) 装置単価の記載がある請求書のコピー
 - (3) 領収書・インターネットバンキングの振込結果等のコピー
6. 助成台数 一事業者当り上限 当該年度上期の会費請求台数(被牽引車を除く)、上限100台。
7. 助成金額 一台当り2,000円
8. 助成金交付日 令和2年 6月～ 9月受付 … 令和2年11月末日交付
令和2年10月～翌年1月受付 … 令和3年 3月末日交付
令和3年 2月～ 3月受付 … 令和3年 5月末日交付

令和2年度 千葉県トラック協会助成対象装置（ながらスマホ防止装置）

機器メーカー名	機器名称
三井住友海上火災保険㈱	「ながら運転」防止支援サービス専用端末